

病理検査における特殊染色加算について

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
令和8年6月の診療報酬改定により、下記の注釈が新設されました。

N000 病理組織標本作製

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1臓器又は1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

N004 細胞診（1部位につき）

注 3 婦人科材料等によりもの以外について特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

これに伴い、令和8年6月1日受付分より、医療機関様よりご依頼いただいた特殊染色、および病理医が診断上必要と判断し実施した特殊染色につきまして、加算として500円（税別）をご請求させていただきます。

なお、病理医の判断により特殊染色を追加実施した場合には、報告書とともに「追加染色依頼ご連絡書」をお届けいたします。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。